

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	広島県 庄原市

庄原市鳥獣被害防止計画（案）

<連絡先>

担当部署名 庄原市 企画振興部 林業振興課
所在地 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号
電話番号 0824-73-1124
FAX番号 0824-72-3322
メールアドレス ringyo@city.shobara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、カラス、ニホンザル、サギ類、カワウ、ツキノワグマ、アライグマ、ヌートリア、その他獣類
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	広島県庄原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	23.81ha	22,687千円
	豆類	0.00ha	—千円
	穀類	0.12ha	10千円
	野菜	1.70ha	3,640千円
	いも類	1.86ha	5,065千円
ニホンジカ	水稲	0.72ha	688千円
	野菜	0.08ha	205千円
カラス	果樹	1.00ha	6,223千円
	野菜	0.01ha	12千円
ニホンザル	水稲	0.00ha	—千円
	果樹	0.00ha	—千円
	野菜	0.00ha	—千円
サギ類 カワウ	アユ ヤマメ ウナギ		18,665千円
ツキノワグマ	果樹	0.00ha	—千円
	野菜	0.00ha	—千円
アライグマ	果樹	0.03ha	351千円
ヌートリア	水稲	0.23ha	222千円
	野菜	0.00ha	—千円
その他獣類	野菜	0.37ha	596千円

※ニホンザル、ツキノワグマについては、被害報告はあるが、被害額算定に至っていない。

※サギ類、カワウについては、広島県北部地域（庄原市、三次市、安芸高田市、北広島町）の合計の被害額。

(2) 被害の傾向

庄原市における被害状況はイノシシによる水稻被害が中心であり、平成22年度以降は減少傾向にあった被害額も平成29年度より再び増加に転じ直近では30,000千円前後を推移している。また、ニホンジカについては、植林後の幼苗の食害が中心であったが、近年は農地への侵入や農作物被害も増加傾向にあり、分布域の拡大による被害拡大が懸念されている。

■イノシシ

年間を通じて出没し水稻、いも類を中心とした農作物の食害や掘り起しによる畦畔等の農業用施設被害が市内全域で発生している。農地だけでなく生活環境被害や交通事故等、被害が多様化している。

■ニホンジカ

市内の限定的な地域における植林後の幼苗の食害など森林被害が中心であったが、近年は農地への侵入がほぼ市内全域で確認されており、水稻被害も報告されている。捕獲頭数も年々増加しているほか、道路上での接触事故等も多発している。

■カラス

市内各所に群棲しており、年間を通して野菜や果樹などの食害が発生している。畜産（和牛・乳牛）畜舎での濃厚飼料等の食害や牛への攻撃などの被害が報告されている。

■ニホンザル

野菜や果樹の収穫期を中心とした食害が発生している。群の分布域は、東城地域・西城地域に集中している。単独の個体は市内全域で目撃されているが被害報告までに至っていない。

■サギ類・カワウ

アユ・ヤマメ・ウナギの放流魚の食害が深刻であり、稚魚放流後の被害は甚大である。サギ類では、田植え後の水稻苗の踏み込み被害が発生している。

■ツキノワグマ

個体数の増加により分布域が拡大傾向にある。高野地域・比和地域では果樹の食害が深刻であり防除対策に苦慮している。イノシシの捕獲わなでの錯誤捕獲も毎年数件発生している。秋季の柿実への食害は、民家付近での報告が多く、出会いがしらの人身被害が発生する危険がある。

■アライグマ・ヌートリア・その他獣類

年間を通じて市内全域で出没し、水稻、野菜、果樹の食害が報告されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	27.50ha	31,402千円	19.80ha	24,800千円
ニホンジカ	0.80ha	893千円	0.66ha	643千円
カラス	1.01ha	6,235千円	0.78ha	4,490千円
ニホンザル	0.00ha	－千円	0.00ha	－千円
サギ類・カワウ	－	18,665千円	－	18,665千円
ツキノワグマ	0.00ha	－千円	0.00ha	－千円
アライグマ	0.03ha	351千円	0.01ha	280千円
ヌートリア	0.23ha	222千円	0.18ha	174千円
その他獣類	0.28ha	596千円	0.28ha	450千円

※ニホンザル、ツキノワグマについては、被害報告はあるが、被害額算定に至っていない。

※サギ類、カワウについては、広島県北部地域（庄原市、三次市、安芸高田市、北広島町）の合計の被害額。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>庄原市有害鳥獣捕獲班（市内に7班編成）と業務委託を締結し有害鳥獣捕獲を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イノシシ・ニホンジカ 箱わな、囲いわな等による捕獲と銃器による捕獲を実施している。 ●ニホンザル 追払いと併せて箱わな、銃器による捕獲を実施。特に被害の多い東城地域・西城地域においては、ニホンザル専従駆除員を配置し、ほぼ毎日の巡回、追払い、捕獲を実施している。 ●カラス・サギ類・カワウ 追払いと併せて、銃器による捕獲を実施している。 ●ツキノワグマ 排除地域において被害防除 	<p>庄原市猟友会員で編成する捕獲班員の高齢化が進み、捕獲班の活動の継続が困難になる可能性が高く捕獲従事者の育成、確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>ニホンジカは分布域の拡大を防ぐため、広域連携による対策を検討する必要がある。</p> <p>自衛捕獲許可者について、狩猟免許は所持しているが捕獲実績が無い等経験の少ない者に対する捕獲指導等が必要である。</p> <p>また、狩猟登録をせず自衛捕獲許可を申請する者には、第三者に対する損害賠償に係る設置者責任について明確にしておく必要がある。</p>

	<p>対策を講じても侵入を繰り返す個体については捕獲により排除する。併せて緩衝地帯の整備により個体の侵入を抑制する。</p> <p>●自衛捕獲許可 狩猟期間を除く期間において、農作物被害を受けている農家又はその集落内の狩猟免許所持者の申請により自衛捕獲許可を交付しイノシシ・ニホンジカの捕獲を実施している。</p> <p>●特定外来生物 防除実施計画に基づく防除従事者を養成し被害防止のための捕獲を実施している</p> <p>●助成制度 わな購入に係る助成制度あり。</p> <p>●捕獲後の処理 捕獲されたイノシシについては、有害鳥獣処理施設への搬入を促進し埋設処理負担の軽減と地域資源の有効活用をすすめている。</p>	<p>狩猟免許等を所持していない者においても特定外来生物に限り防除活動が行えるよう「特定外来生物防除従事者養成講習会」を開催し従事者の育成を行っているが、講習会の内容など精査し確実な捕獲につながるような指導を行う必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>農作物被害の防止を目的に防護柵を設置する個人及び集落に対して資材購入費の補助を実施している。また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し集落ぐるみで防護柵を設置する場合に資材を無償貸与している。</p> <p>鳥獣被害防除対策に関連するミッションを行うための地域おこし協力隊員を採用し地域の防除対策のサポート等の</p>	<p>設置後の申請であり、設置時の指導・助言ができないため、適切に設置できていない場合がある。設置までに適正な指導助言ができる体制整備が必要となる。</p> <p>また電気柵の場合設置箇所周辺の除草作業等の維持管理が必要であるが、管理不足から鳥獣の侵入を許し被害が止まらない場合がある。</p> <p>国の事業による広域的な防護柵の設置は、一定の効果があった</p>

	事業を実施している。	ものの、高齢化等の理由により、設置後14年間の維持管理義務が果たされていない地域が散見されるようになっている。
生息環境管理その他の取組	県の鳥獣被害対策アドバイザースキルアップ研修を受講した、職員や地域おこし協力隊員により、侵入防止柵の管理等に係る現地指導や研修会を実施している。	<p>広島県が中心となり整備する（一社）広島県鳥獣対策等支援機構等を活用し、耕作放棄地の解消や、放任果樹の伐採、潜み場をなくす等の対策を講じるなど、地域と一体となった活動を行うための体制整備が必要である。</p> <p>また、一過性の講習などではなく、継続的に学習のできる環境づくりと地域主体で活動が継続するような仕組みづくりが必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

①集落での鳥獣被害防止知識の普及

鳥獣被害の解消に向けて集落ぐるみでの「環境改善」「侵入防止」「捕獲」の総合的な対策を推進していくとともに、防除対策に関しては地域が主体となって活動できるような講習会等を継続的に開催し、鳥獣被害対策に関する正しい知識の普及を図っていく。

(一社)広島県鳥獣対策等支援機構を活用し、最新の防除技術や対策の普及・支援を行う。

②捕獲活動の推進

被害防止対策を講じても被害が解消しない場合について、捕獲業務を委託している各地域捕獲班による捕獲を実施する。捕獲班等による対応が困難な時は、農家による自衛捕獲も補完的に許可を交付し効率的な捕獲対策を進める。

また、捕獲された鳥獣の処理においては、捕獲者の埋設処理負担の軽減と併せ地域の資源として有効活用するための方策として、有害鳥獣処理施設職員の有資格者による各地区猟友会の区域制限を設けない捕獲従事が可能となるよう関係各所と協議調整を行い地域捕獲班と連携できる体制づくりを進める。

③生息環境の管理対策

里山林整備を推進し、鳥獣の潜み場となる雑木林等の整備を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①有害鳥獣捕獲班・鳥獣被害対策実施隊

実績と経験を有し、地域の地勢に精通する各地域猟友会員で編成する捕獲班・実施隊を中心に各地域において捕獲体制を整備するとともに、継続的な捕獲体制の維持のため、組織体制の整備等について検討する必要がある。

②自衛捕獲の許可

鳥獣被害を受けている狩猟免許(わな猟)所持者又は農家から依頼を受けた狩猟免許(わな猟)所持者へ狩猟期間を除く期間で捕獲許可を交付し加害鳥獣の捕獲を実施する。

③有害鳥獣処理施設職員による止めさし

捕獲者の同意を得て処理施設職員の有資格者が止めさしを実施することにより、捕獲者との時間調整等が不要となり負担軽減が可能となる。

また、施設職員が自ら止めさし、放血処理を行えるため搬入される個体の品質の均一化が図られ、資源としての価値が担保される。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、ニホンジカ、カラス、ニホンザル、サギ類、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲班・実施隊による捕獲を実施する。 ・ 自衛捕獲者への捕獲許可の交付及び捕獲技術向上のための研修会等の参加斡旋 ・ 捕獲した鳥獣を鳥獣処理加工施設へ搬入するため、捕獲者を対象とした搬入前処理研修会を実施する。ジビエハンター育成研修の受講を促し食肉利用を前提とした捕獲技術や食肉衛生の知識を習得させる。
	ツキノワグマ	広島県第5期ツキノワグマ保護管理計画に基づき、事前の誘因物管理などの被害防止対策を徹底したうえで、排除地域における侵入個体について捕獲を実施する。
	アライグマ、ヌートリア	特定外来生物防除従事者養成講習会を開催し捕獲従事者の人材確保を図る。
令和7年度	同上	同上
令和8年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画等を踏まえ適切な捕獲活動を実施する。ただし、捕獲計画数を達成すれば被害がなくなるものではないという前提のもと、過去の捕獲実績等も考慮し設定する。</p> <p>■イノシシ</p> <p>直近、3カ年の捕獲頭数は、1,500頭を超える実績となっており、田畑付近の里山への定着がさらに進んでいると推測される。この加害個体については積極的に捕獲活動を実施する必要がある。</p> <p>■ニホンジカ</p> <p>年々捕獲数は増加しており特に令和4年度においては、前年比79%増の104頭となっており、被害の形態も森林被害（幼苗の食害）から農作物被害へ変遷している。分布域の拡大を防ぐために積極的な捕獲活動が必要となる。</p> <p>また、単独市町での対策のみならず近隣の市町との広域的な対策も検討する必要がある。</p> <p>■カラス</p> <p>農作物被害と共に畜産（和牛・乳牛）畜舎での濃厚飼料等への食害や牛</p>

への攻撃などの被害が報告されており農家自らの追払いと併せて捕獲活動を行う必要がある。

■ニホンザル

ニホンザルによる農作物被害地域を中心に集落内が餌場化しないよう追払いを徹底したうえで、ニホンザル専従駆除員を継続的に配置し加害個体の捕獲を維持する。

I C T技術等の導入により、ニホンザルの群れの行動を把握し出没予測等の情報が発信できるような体制の整備を検討する。

■サギ類・カワウ

漁業関係被害は各漁協の遊漁事業に深刻な影響を与えている。引き続き生息域調査と併せて継続的な捕獲活動を行う。各漁協も防除対策や内水面関係の捕獲事業を実施している。

■ツキノワグマ

広島県第5期ツキノワグマ保護管理計画に基づき、事前の誘因物の管理などの被害防止対策を徹底したうえで、排除地域における侵入個体について捕獲を実施する。

■アライグマ・ヌートリア

特定外来生物防除従事者養成講習会を開催し捕獲従事者の人材確保を推進し完全排除を図るため捕獲を強化する。

●近年の捕獲実績

対象鳥獣	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	2, 375頭	1, 688頭	1, 808頭
ニホンジカ	41頭	58頭	104頭
カラス	37羽	16羽	26頭
ニホンザル	33頭	24頭	19頭
サギ類	45羽	46羽	44羽
カワウ	37羽	13羽	24羽
ツキノワグマ	(12頭) 7頭	(5頭) 0頭	(2頭) 0頭
アライグマ	32頭	10頭	8頭
ヌートリア	19頭	55頭	22頭

※ツキノワグマの捕獲数については、()は錯誤捕獲となる。R5年度においては、錯誤12頭許可2頭[R6.2.5時点]となっている。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	2,300頭	2,300頭	2,300頭
ニホンジカ	200頭	230頭	260頭
カラス	750羽	750羽	750羽
ニホンザル	80頭	80頭	80頭
サギ類	950羽	950羽	950羽
カワウ	300羽	300羽	300羽
アライグマ	60頭	60頭	60頭
ヌートリア	150頭	150頭	150頭

捕獲等の取組内容
<p>市内7班で編成する有害鳥獣捕獲班の全面的な協力のもと、市内全域においてわな及び銃器による捕獲活動を実施する。</p> <p>なお、実施時期については、原則として狩猟期間を除く4月～10月及び3月とするが、イノシシ被害が増加する初夏から秋季にかけては、重点的な捕獲を推進するとともに、ニホンザル、ヌートリア及びアライグマについては年間を通じて捕獲活動を実施する。</p> <p>ニホンジカについても、分布域が拡大しないように捕獲対策を強化する。埋設処理負担の軽減を図るため、有害鳥獣処理加工施設への搬入が可能となるよう施設整備を検討する。また、近隣市町との広域連携を検討する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>大型獣の有害捕獲を行う場合には、半矢を防ぐ観点からライフル銃の使用が必要となる事がある。またニホンジカの捕獲に際しては、遠射を必要とする場面があり、命中精度等考慮し、ライフル銃の使用が必要である。鳥獣被害対策実施隊による集中捕獲事業については各年度で作成する集中捕獲実施計画に基づき実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（すでに権限移譲済み）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	[種類] ワイヤーメッシュ柵、 電気柵、トタン柵等 [規模] 総延長 30,000m WM 26,000m [場所] 市内各地域	[種類] ワイヤーメッシュ柵、 電気柵、トタン柵等 [規模] 総延長 25,000m WM 20,000m [場所] 市内各地域	[種類] ワイヤーメッシュ柵、 電気柵、トタン柵等 [規模] 総延長 25,000m WM 20,000m [場所] 市内各地域

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ カラス ニホンザル アライグマ ヌートリア その他獣類	県の鳥獣被害対策アドバイザースキルアップ研修を受講した、職員や地域おこし協力隊員により、侵入防止柵の管理等に係る現地指導や研修会を実施する。	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

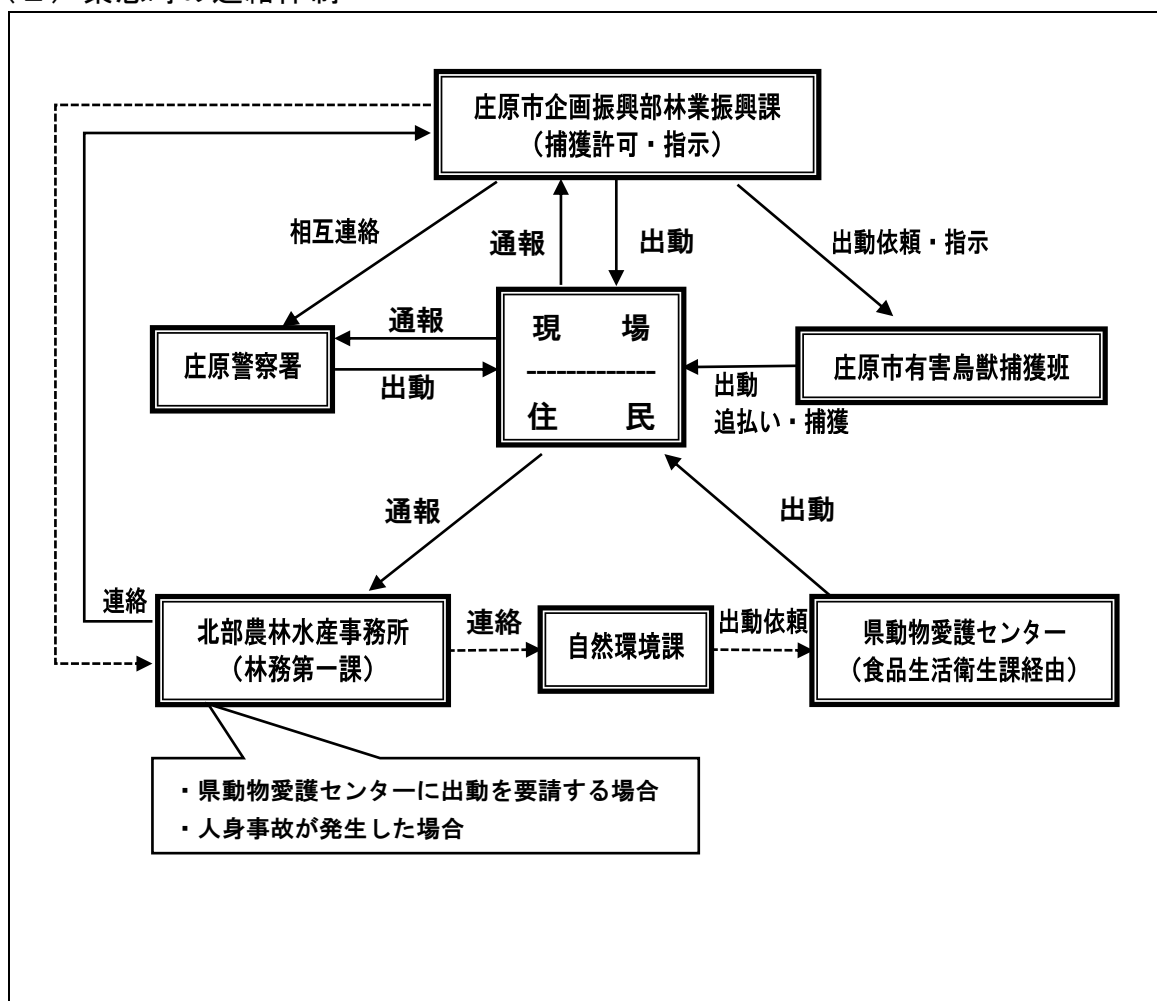
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ カラス ニホンザル アライグマ ヌートリア その他獣類	(一社) 広島県鳥獣対策等支援機構を活用し、耕作放棄地の解消や、放任果樹の伐採、潜み場をなくす等の対策を講じる研修会の開催のほか、地域主体で活動を行うための体制整備や、継続的に学習できる環境づくりを推進する。 里山林整備を推進し、鳥獣の潜み場となる雑木林等の整備を行う。
令和7年度	同上	同上
令和8年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
広島県北部農林水産事務所 (林務第一課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市との相互連絡 ・必要に応じて、県自然環境課を通して県動物愛護センターに出動を依頼する
庄原警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確保、市との相互連絡 ・不足の事態への対応 ・パトロールの実施
庄原市	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確保、関係機関への緊急告知 ・追払い、各機関との連絡調整 ・有害捕獲許可、捕獲班への指示
庄原市有害鳥獣捕獲班 (市内7班編成)	<ul style="list-style-type: none"> ・市との相互連絡 ・有害鳥獣の捕獲及び追払いの実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、適切な方法で焼却または埋設処分する。イノシシ、ニホンジカについては、埋設処理負担の軽減と地域資源の有効活用を図るため積極的な有害鳥獣処理加工施設への搬入を推進する。

外来生物法に基づく防除従事者が捕獲したアライグマ・ヌートリアは、安楽死処理した後、焼却または埋設処分する。

いずれの場合においても、アニマルウェルフェアに配慮し、捕獲後はできるだけ苦痛を与えない方法により速やかに殺処分することを心掛ける。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>【現状】 イノシシを中心に受入れを行い、食肉加工を行っている。加工された食肉は地元学校給食への提供や、道の駅等で販売されている。捕獲数の約30%が搬入されており、利用率は約70%となっている。</p> <p>【目標】 イノシシに加えニホンジカの受入れに対応した施設の整備を行い、埋設処理負担の軽減に資するとともに、食肉加工により資源の有効活用を促進し、地域の特産品として定着を図る。</p>
ペットフード	<p>【現状】 処理施設で受入れを行った個体のうち、夏季に集中する赤身肉を、ペットフード原料として販売している。</p> <p>【目標】 新たな処理加工施設の整備により、ニホンジカの取扱いを開始し、ペットフード原料の販路拡大を目指す。また、自社加工（乾燥）が行えるよう施設整備を行い、自社製品として販売アイテムを増やし、消費者の多様化に対応する。</p>
皮革	<p>【現状】 タンナーへの原皮とりまとめを行う業者と取引を行い、体重40kg～70kgのイノシシ原皮を廃棄せ</p>

	<p>ず出荷している。</p> <p>【目標】 イノシシは引き続き取引を継続し、ニホンジカについても取引が開始できるよう業者と協議を進める。</p>
<p>その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)</p>	<p>【現状】 イノシシの牙、ニホンジカの頭骨及び角等は、前述の原皮業者が買取りを行うため、状態の良いものについては廃棄せず利用している。またイノシシ骨については、市内外の飲食業者へ出汁取り用に需要があるため脱骨作業時に別保管するよう作業しているが、保存スペースの関係上、受注生産の様態で対応している。</p> <p>【目標】 イノシシ骨については引き続き製品製造を継続しつつ、ニホンジカ骨についても販売先と協議しながら、製品化を検討する。</p>

(2) 処理加工施設の取組

ニホンジカの処理に対応した新たな処理加工施設を整備し捕獲者の埋設処理負担の軽減を図るとともに、捕獲された鳥獣を地域の資源として捉え、地域特産品化を目指す。

また現施設は、持ち込み専用の体制整備を行うことにより、営業時間外の搬入（無人化）を実現し、搬入頭数の増加を図る。

年間計画処理頭数は、以下のとおりとし、現在、管理運営業務を委託している第三セクターでの運営体制を維持することとする。

また、現施設で国産ジビエ認証21号を取得しているが、新施設においても国産ジビエ認証を取得し、安心安全な食肉の提供を目指す。

(頭、%)

	新施設		現施設		合計	
	イノシシ	ニホンジカ	イノシシ	ニホンジカ	イノシシ	ニホンジカ
搬入頭数	700	120	350	40	1,050	160
加工頭数	554	100	273	36	827	136
うち食肉	340	86	0	0	340	86
うちPF	214	14	273	36	487	50
利用率	79.1%	83.3%	78.0%	90.0%	78.8%	85.0%
精肉歩止り	43.0%	30.0%	43.0%	30.0%	43.0%	30.0%

※PF・・・ペットフード

※食肉とPFを区分しているが、食肉加工工程においては、区分することなくヒューマングレードを維持するものとする。ただし現施設での無人受入れ対応が開始された時は、新施設と作業工程・保存場所を食肉と区分しPFのみに流通するよう整理する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

■捕獲者

できるだけ多くの個体を食肉として活用するため、捕獲した鳥獣は食材であるという認識のもと適切な方法により速やかな止めさしと放血処理を行い施設へ搬入できるよう、処理施設主催で「搬入前処理研修会」を実施し指導を行う。またジビエハンター育成研修等の積極的な受講を促す。

また、新規資格取得者を対象とし、わな設置等までスムーズに展開できるように地元猟友会のベテランハンターとのマッチング等を行い、取得した資格が有効に活用できるよう誘導を行い捕獲従事者の育成を行う。

■処理施設従事者

施設における衛生ガイドラインを遵守し安心安全な食肉を提供する意識を持つよう、月1回の衛生研修を実施する。

また、新たな人材の確保のため、地域おこし協力隊員制度等を活用し、継続的な人材確保・育成を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	庄原市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
庄原市企画振興部 林業振興課	協議会に関する連絡調整及び有害鳥獣関連の情報提供
庄原市猟友会 (旧7市町単位)	被害防除対策等への協力
庄原市有害鳥獣捕獲班 (市内7班編成)	捕獲の実施(銃猟・わな猟)等
ひろしま農業協同組合	防除対策の指導及び協力
備北森林組合 (庄原市関係単森代表)	山林での鳥獣被害状況等の把握や被害防止対策の指導等
西城川漁業協同組合	内水面漁業の被害状況の把握や被害防止対策の指導等
東城川漁業協同組合	内水面漁業の被害状況の把握や被害防止対策の指導等
帝釈峡漁業協同組合	内水面漁業の被害状況の把握や被害防止対策の指導等
神之瀬川漁業協同組合	内水面漁業の被害状況の把握や被害防止対策の指導等
田総川漁業協同組合	内水面漁業の被害状況の把握や被害防止対策の指導等
広島県農業共済組合	農作物の被害状況把握や被害防止対策の指導等
広島県鳥獣保護管理員	野生鳥獣の生態系の情報提供や個体数調整の指導等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県北部農林水産事務所	有害鳥獣関連及び被害防止技術の情報提供等
広島県北部農業技術指導所	栽培技術や被害防止対策の指導等
広島県農林水産局水産課	カワウに関する被害防止対策の指導等
庄原警察署	人身被害等の連絡体制の構築等
広島県三次市	鳥獣被害防止等に関する情報提供
広島県府中市	鳥獣被害防止等に関する情報提供
広島県神石高原町	鳥獣被害防止等に関する情報提供
岡山県新見市	鳥獣被害防止等に関する情報提供
島根県奥出雲町	鳥獣被害防止等に関する情報提供
島根県雲南市	鳥獣被害防止等に関する情報提供
島根県飯南市	鳥獣被害防止等に関する情報提供
島根県日南町	鳥獣被害防止等に関する情報提供
(一社) 広島県鳥獣対策等支援機構	野生鳥獣による農作物被害のさらなる低減のため、県域で効果的な鳥獣被害対策に取り組む

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

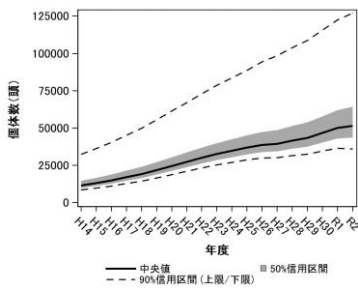
企画振興部林業振興課及び各支所の有害鳥獣担当者と猟友会長から推薦された者で構成する鳥獣被害対策実施隊（令和5年7月時点で第1号隊員9名、第2号隊員118名）を組織し、捕獲、防護柵、緩衝帯の整備等の対策を行い、農作物被害の軽減に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

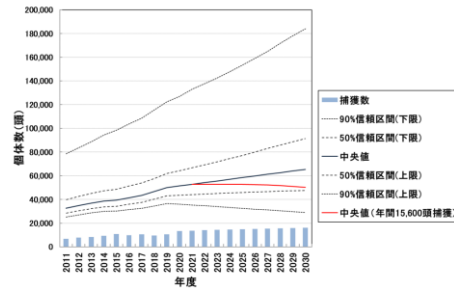
(一社) 広島県鳥獣対策等支援機構に参画し、鳥獣被害防止対策のうち防除対策に係る専門的な助言・指導を行い、集落が主体的に防除活動を実施できるような体制整備を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広島県の第5期特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画によると、「近年の急激な個体数の増加は農林業被害を深刻化させているばかりでなく、過度な採食圧による自然植生への影響とそれに伴う土壌浸食など、生物多様性保全の上でも看過できない状況に至っている。」とある。庄原市においても直近3カ年の捕獲頭数は増加傾向にあり、とりわけ令和4年度においては、前年度比79%増の104頭の捕獲実績となった。さらに捕獲地域も市内全域にわたり分布域が拡大していることが伺える。出生後生存率が高いため防除対策と併せた効率的な捕獲対策を実施する必要がある、近隣市町、島根県、鳥取県、岡山県等との広域連携を視野に入れた対策が必要となる。



階層ベイズモデルによるシカ推定個体数の動向
（中央値と50%信用区間，90%信用区間を示す。）



階層ベイズモデルによるシカ生息個体数の将来予測
（中央値 年間15,600頭捕獲）

広島県第2種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画より引用